

令和6年能登半島地震により被災した世帯の皆様へ

生活福祉資金貸付制度のご案内

【特例貸付】 緊急小口資金

一時的な生活費をお貸しします。

貸付内容

○対象世帯

- (1) 令和6年能登半島地震による被災により、災害救助法の適用となった地域に住所を有し、当座の生活費を必要とする世帯。
- (2) 本特例措置が必要な地域として新潟県が指定した市町村（災害救助法適用外市町村）に住所を有し、当座の生活費を必要とする世帯。
- (3) 本特例措置の貸付対象の前提となる地域から新潟県へ避難した者のうち、今後、県内に当分の間（1月程度以上を目安）居住し、継続的に連絡が取れることが見込まれる方で本特例措置による貸付が必要と認められ、当座の生活費を必要とする世帯。

※1世帯あたり1回のみのお貸付です。なお、審査の結果、貸付できない場合もあります。

○貸付限度額 10万円以内（特別の場合 20万円以内）

※特別の場合

- ①世帯員の中に死亡者がいるとき。
- ②世帯員に要介護者がいるとき。
- ③世帯員が4人以上いるとき。
- ④前各号に掲げるもののほか、重傷者、妊産婦、学齢児童がいる世帯等で特に新潟県社会福祉協議会会長が認めるとき。

○据置期間 1年以内

○償還期間 据置期間経過後2年以内

○貸付利子 無利子（但し、償還期間終了後から延滞利子[年3.0%]がかかります。）

○実施主体 社会福祉法人新潟県社会福祉協議会

お持ちいただくもの

○身分を証明できるもの（運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード、住民票等）

○送金及び返済のための通帳又はキャッシュカード、銀行印（ネット銀行を除く）

○貸付受付期間 当分の間

お問い合わせ・申込先

社会福祉法人 刈羽村社会福祉協議会 （担当：三五、永井）

住所 刈羽郡刈羽村大字刈羽 1431-1 電話 0257-45-2026

・相談、申込受付時間 8:30～17:30（土曜、日曜、祝祭日は除きます。）

*相談や申込みの際は、事前にご連絡をお願いいたします。